

雇児発0314第1号
平成24年3月14日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について

児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、職務を行うこととされており、その担当区域を定める基準として、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2条において、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準として定めるものとされていたところである。

しかしながら、近年、児童相談所に寄せられる虐待相談対応件数は急増し、また、その内容も複雑かつ深刻なものとなっている中で、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を期すよう、迅速かつ的確な対応が求められている。

また、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が本年4月から施行され、今後、児童相談所長による家庭裁判所に対する親権停止の審判の請求等の業務量の増加が見込まれることから、児童相談所の体制の強化が必要となっている。これについては、同法の国会における法案審議の際、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、親権停止制度の施行に当たり関係機関の体制整備等の推進を講ずべき旨、附帯決議がなされている。

このような状況にかんがみ、今般、児童福祉法施行令の一部を改正し、児童福祉司の担当区域を定める基準を、人口おおむね4万から7万までを標準として定めることとし、平成24年4月1日から施行することとされたところである。

なお、今回の改正は、当該基準に従った配置を強制するものではなく、各地方公共団体による自主的な定員管理を阻害するものではないが、深刻な児童虐待が増加する中、これに迅速かつ的確に対応するため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めることは国及び地方公共団体の責務であり、今回の政令改正の趣旨を踏まえ、適切な対応をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。</p>	<p>第二条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね五万から八万までを標準として定めるものとする。</p>

(電源開発促進税法施行令の一部改正)
 第三条 電源開発促進税法施行令(昭和四十九年政令第三百三十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「第六項」を「第十一項」に改める。

附則
 この政令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

経済産業大臣 枝野 幸男
 内閣総理大臣 野田 佳彦

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「五万から八万まで」を「四万から七万まで」に改める。

附則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
 内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四十八号

平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十七年法律第百五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)
 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。)

激 甚 災 害	適用すべき措置
平成二十二年十月十八日から平成二十三年五月十二日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡大和村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十二年十月十八日から平成二十三年九月三十日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの	
平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、岩手県岩手郡葛巻町、下閉伊郡田野畑村及び九戸郡九戸村、宮城県黒川郡大郷町、山梨県南巨摩郡早川町及び南部町、岐阜県加茂郡八百津町及び白川町並びに兵庫県洲本市の区域に係るもの	
平成二十三年九月二十五日から同月二十八日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県大島郡龍郷町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
平成二十三年十一月一日及び同月二日の豪雨による災害で、鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町の区域に係るもの	
平成二十三年五月十日から同月十二日までの間の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村及び兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第一項から第四項までに規定する措置
平成二十三年六月七日から十一月十七日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県神崎郡市川町の区域に係るもの	
平成二十三年六月十二日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、長野県北安曇郡小谷村、大阪府泉南郡熊取町並びに宮城県児湯郡小西米良村並びに東白根郡諸塚村、椎葉村及び美郷町の区域に係るもの	
平成二十三年七月六日及び同月七日の豪雨による災害で、島根県邑智郡美郷町の区域に係るもの	
平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害で、沖縄県島尻郡伊平屋村の区域に係るもの	
平成二十三年八月十四日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、秋田県北秋田市及び山本郡藤里町、岐阜県下呂市、長崎県平戸市並びに熊本県球磨郡五木村の区域に係るもの	
平成二十三年十一月六日及び同月七日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの	